

変更届【個人】チェックリスト

事務所名	
担当者名	
連絡先 (tel/fax/e-mail など)	

↑書類のやり取りができるメールアドレス等記載し、このチェックリストとともにご提出ください。

■建築士事務所名称、建築士事務所所在地、申請者住所		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②理由書		※変更後 2 週間が経過した場合

■申請者氏名 (同一人物の改姓・改名)		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②戸籍謄本 (抄本) (写し)		3 ヶ月以内に発行されたもの
③理由書		※変更後 2 週間が経過した場合

■管理建築士		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②所属建築士名簿		管理建築士を含む所属建築士全員
③略歴書		管理建築士分※代表者分は不要 署名・押印は不要
④誓約書		申請者氏名記載 署名・押印は不要
⑤建築士免許証の写し		管理建築士分
⑥管理建築士講習修了証の写し		平成 20 年 8 月 20 日以降の講習分
⑦退職証明書等		※申請前 6 ヶ月以内に他の建築士事務所に在籍していた場合 (支店異動などの場合は辞令書など確認できるもの)
⑧理由書		※変更後 2 週間が経過した場合

■所属建築士 ※所属建築士個人の住所変更は建築士会へ事務所登録への変更手続きは不要		
①変更届出書		該当事項欄に記入 署名・押印は不要
②所属建築士名簿		管理建築士を含む所属建築士全員
③理由書		※変更後 3 ヶ月が経過した場合

建築士住所等の届出は、必要な場合直接建築士会へ【令和 3 年 4 月より】
ご提出いただくようになりました。

<http://www.ehime-shikai.com/architect/registry>

愛指定様式 2

一級 ☐

二級 ☐

木造 ☐

建築士事務所登録事項変更届

下記のとおり登録事項に変更が生じたので、

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 1 項

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 2 項

の規定により届け出ます。

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

令和 年 月 日

事務所法人

法人名称

建築士事務所

開設者役職・氏名

建築士事務所

所在地

建築士事務所

名称

建築士事務所

登録番号

第

号

建築士事務所

登録年月日

令和

年

月

日

変更事項		変更前		変更後		変更年月日		
建築士事務所	ふりがな 名 称 ☐					令和	年	
						月	日	
	所在地 ☐ 電話番号 ☐	〒		〒		令和	年	
		TEL		TEL		月	日	
開設者	個人	ふりがな 氏 名 ☐					令和	年
							月	日
		住 所 ☐	〒		〒		令和	年
							月	日
	法人	ふりがな 名 称 ☐					令和	年
							月	日
所在地 ☐		〒		〒		令和	年	
						月	日	
	法人代表者 役名氏名 ☐					令和	年	
						月	日	
	役 員 ☐	役員変更者は愛指定様式 2 別添 1 へ記載のこと						
管理建築士	ふりがな 氏 名 ☐					令和 年 月 日		
	免 許 ☐	登録種別	一級・二級・木造	登録種別	一級・二級・木造			
		登録番号		登録番号				
	管理建築士 講 習 ☐			修了証番号	修了年月日			
所属建築士 ☐		第 1 号様式別添 2 所属建築士変更事項のとおり					別紙記載	

- 〔備考〕 1 所属建築士の変更は建築士法第 23 条の 5 第 2 項、それ以外の変更は同条第 1 項となります。
- 2 変更事項欄の記入は変更のあった欄のみ記載してください。 ☒ チェックを入れてください。
- 3 法人の代表者・役員に変更があった場合には愛指定様式 2 別添 1 を、
- 所属建築士の変更があった場合には愛指定様式 2 別添 2 を必ず添付してください。

所属建築士変更事項

新たに所属建築士となったもの及び登録情報に変更があった所属建築士						
ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	建築士 登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士の別	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士証の交付	新たに所属し た日または 変更年月日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日

現行の所属建築士及び所属を外れた建築士						
ふりがな 氏名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	建築士 登録番号	登録を受けた 都道府県名 (二級建築士 又は木造建築	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士の別	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士証の交付	所属を外れた 年月日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日
						令和 年 月 日
変 更 前			変 更 後			
一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名			一級建築士 名 二級建築士 名 木造建築士 名 構造設計一級建築士 名 設備設計一級建築士 名			

〔備考〕 現行の所属建築士及び所属を外れた建築士の欄には、従前に登録された全ての所属建築士について記入し、そのうち所属を外れた建築士について、所属を外れた年月日を記入してください。

添付書類 (口)

略 歷 書〔 管理建築士 〕

〔記入注意〕

1. 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
2. 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

ふりがな氏名			生年月日	年 月 日
建築士の資格		一級建築士 ☐ 木造建築士 ☐ 二級建築士 ☐		登録を受けた都道府県名 (二級建築士又は木造建築士の別)
		登録番号		
学歴	年 月 日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別
職歴	期 間	勤 務 先		地 位 ・ 職 名
	年 月 ～ 年 月			

誓 約 書

登録申請者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び登録申請者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

令和 年 月 日

登録申請者氏名又は名称.....
(法人の場合：法人名・代表者役職名・氏名すべてご記入ください)

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会 会長 殿

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となつた事実があつた日以前1年以内にその法人の役員であつた者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障害により建築士事務所の業務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

--

〔記入注意〕 1 登録申請者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。

2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

理 由 書

令和 年 月 日

愛媛県指定事務所登録機関

一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

住 所
(法人所在地)

氏 名
(法人名称及び
代表者役職・氏名)

建築士事務所の登録事項の変更については、

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 1 項により、2 週間以内に届け出なければならない

☐ 建築士法第 23 条の 5 第 2 項により、3 ヶ月以内に届け出なければならない

となっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。

今後、このようなことがないように留意します。

記

理由：
